

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

お済みになりましたか 軽自動車などの廃車や名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は令和2年度の軽自動車税は課税されません。

軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄された方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車などについての各種手続きは、販売店または所定の窓口へお願いします。

なお、各種町税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

種別	窓口
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	周防大島町役場 各総合支所・出張所
軽自動車2輪 （125cc超～250cc以下）	全国軽自動車協会連合会山口事務所 ☎083（922）8877
2輪の小型自動車（250cc超）	山口運輸支局 ☎050（5540）2073
3輪・4輪軽自動車	軽自動車検査協会山口事務所（コールセンター） ☎050（3816）3085



◆軽自動車税減免申請の手続きについて

平成31年度に減免該当された方は「更新」対象者として、3月中旬に減免継続のための確認用通知書を送付しますので、内容を確認のうえ、期限までに手続きをしてください。

■問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎0820（74）1008